

○特定自動運行の許可

(第 75 条の 12 第 1 項)

審査基準

令和 5 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 75 条の 12 第 1 項
処分の概要	特定自動運行の許可
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 75 条の 12 第 2 項及び第 3 項(特定自動運行の許可)、第 75 条の 13(特定自動運行の許可基準等)、第 75 条の 14(欠格事由) 道路交通法施行規則第 9 条の 20(特定自動運行の許可の申請書の様式等)、 第 9 条の 21(特定自動運行の許可の申請書の添付書類等)、第 9 条の 22(意見聴取)
審査基準	別紙のとおり
標準処理 期間	別紙のとおり
申請先	交通部交通規制課許認可係
問い合わせ先	交通部交通規制課許認可係

別紙

[別紙参照]